

第七十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第十二号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第七十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一